

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

近年、国においては、障がい者制度の集中的な改革を推進してきており、平成 23 年 8 月には、「障害者基本法」の改正により、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成 24 年 10 月には「障害者虐待防止法」、平成 26 年 4 月には、障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が完全施行されました。

そして、平成 28 年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体などと民間事業者における差別を解消するための措置等について定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。さらに、同年 6 月には、障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援を充実することや、児童福祉法の改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実、高齢の障がい者の障がい福祉サービスと介護保険サービスとの円滑なサービス利用のための支援等サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が進められるなど、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

一方、本市では、平成 26 年度に「第 2 期栗東市障がい者基本計画」を策定し、「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」の基本理念のもと、障がい福祉施策の取り組みを進めています。

上記のような障がい者制度改革の流れに合わせつつ、本市におけるこれまでの取り組みや地域性を踏まえ、「第 2 期栗東市障がい者基本計画」に掲げた基本理念の実現に向け、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「**障がい福祉計画**」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

一方、障害者総合支援法に基づく障がい児の障がい福祉サービスについても、これまでは障がい福祉計画の中で位置づけられていましたが、平成 30 年 4 月より、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、障がい児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、「**障がい児福祉計画**」を策定することとなりました。

「**障がい者基本計画**」の範囲が、障がい者施策全般に及ぶものであるのに対し、「**障がい福祉計画**」は、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標を定める計画であり、「**障がい児福祉計画**」は、障がい児通所・入所支援などについてのサービスの提供体制の確保についての目標を定める計画となっています。

○障がい福祉計画の策定根拠法令

障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障がい児福祉計画の策定根拠法令

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

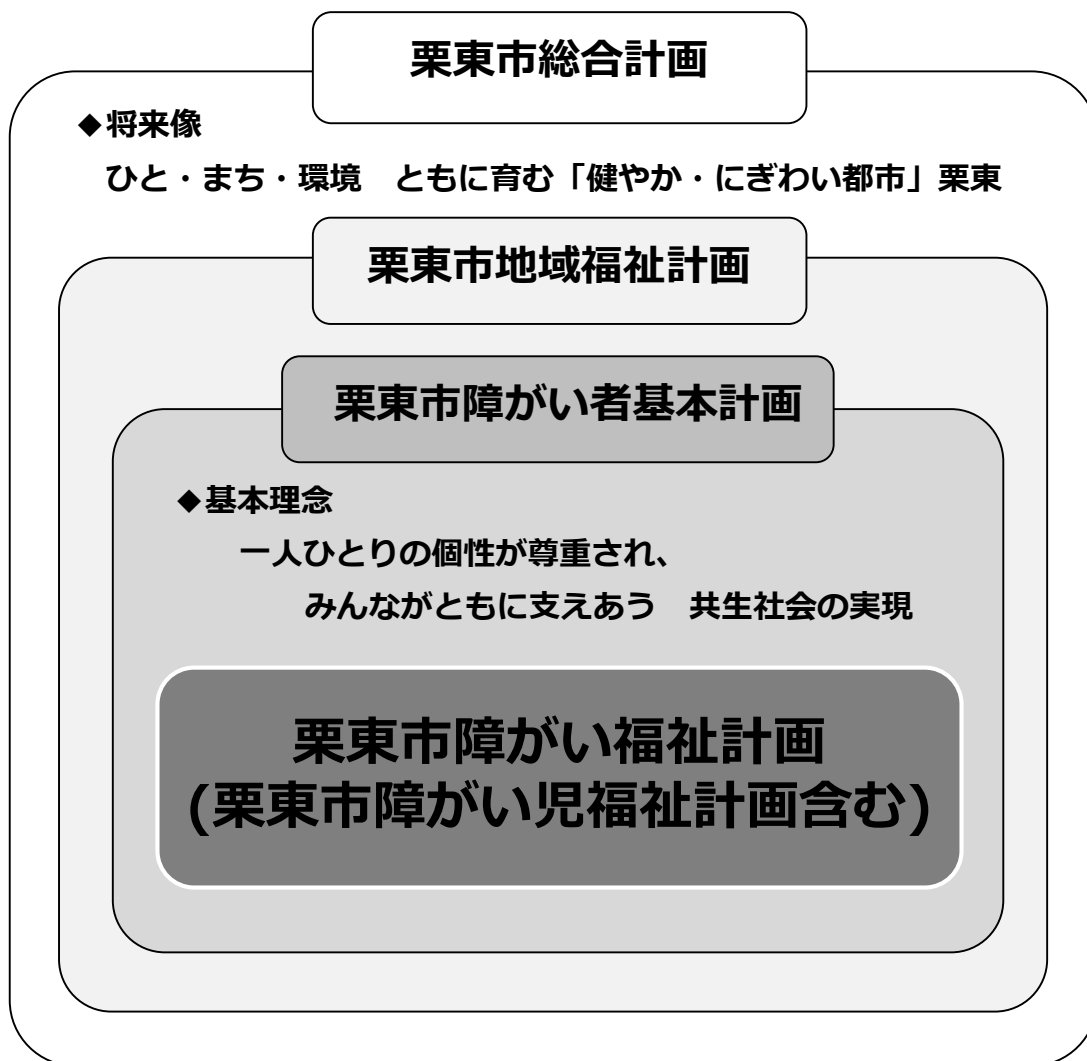
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障がい者福祉基本計画の策定根拠法令

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下、「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■本市計画との関連性



3. 計画の基本理念、基本方針

「第5期栗東市障がい福祉計画」の基本理念および基本方針は、「第2期栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

【第2期栗東市障がい者基本計画 基本理念】

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなるときにおいても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係のなかで日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

**『一人ひとりの個性が尊重され
みんながともに支えあう 共生社会の実現』**

【第2期栗東市障がい者基本計画 基本方針】

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

- 障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会のなかで主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

- 障がいのある人一人ひとりが、地域社会のなかでいきいきとした毎日を送ることができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

- 障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携のなかで一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

4. 計画の期間

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第5期栗東市障がい福祉計画（第1期栗東市障がい児福祉計画含む）は、平成30年度から平成32年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

